

# 法的分離（兼業規制）に伴う行為規制の 検討（兼職等④）について

平成30年3月29日（木）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日まで議論いただく論点の位置づけ

## (1) 兼職（取締役等）に関する規律

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

## (2) 兼職（従業者等）に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

## (3) 業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

## (4) グループ間の利益移転等（通常取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

## (5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

- ✓ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 情報の適正な管理のための体制整備等 等

## (6) その他

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

- 改正電気事業法においては、以下の図のように兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。

## 改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の発電・小売等）				
		取締役等※2	重要な役割を担う従業者③	その他の従業者		
一般送配電事業者	取締役等※1	原則禁止（例外あり①）				
	特定送配電等業務に従事する従業者②				原則禁止（例外あり④）	禁止されない
	その他の従業者				禁止されない	禁止されない

- ①・④ 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合  
 ② 電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者  
 ③ 発電事業・小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

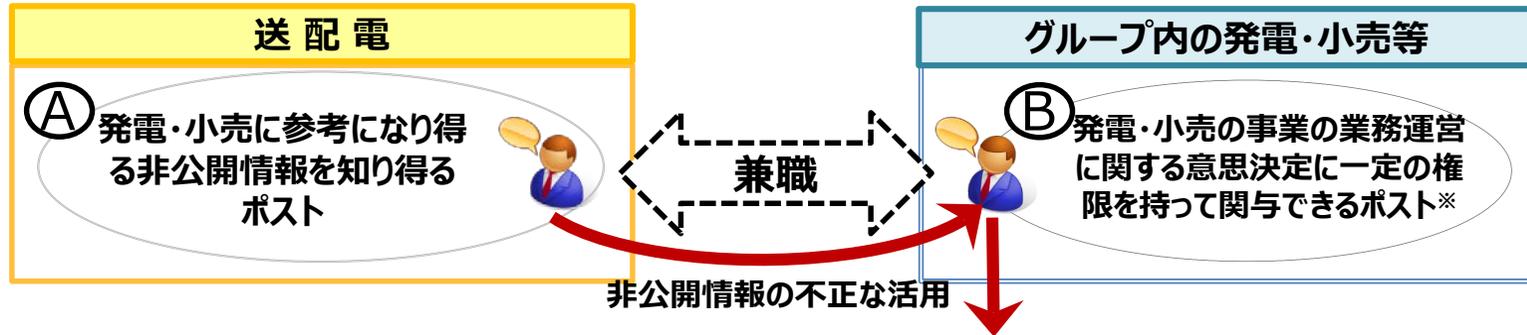
※1 送配電側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

※2 グループ内の発電・小売等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

# 中立性阻害行為を誘発する兼職の類型

前回までの本会合の議論において、中立性阻害行為を誘発する兼職は、以下の2 類型と整理されたところ。( 類型 I 及び II のより詳細について、P 5・6 のように整理。)

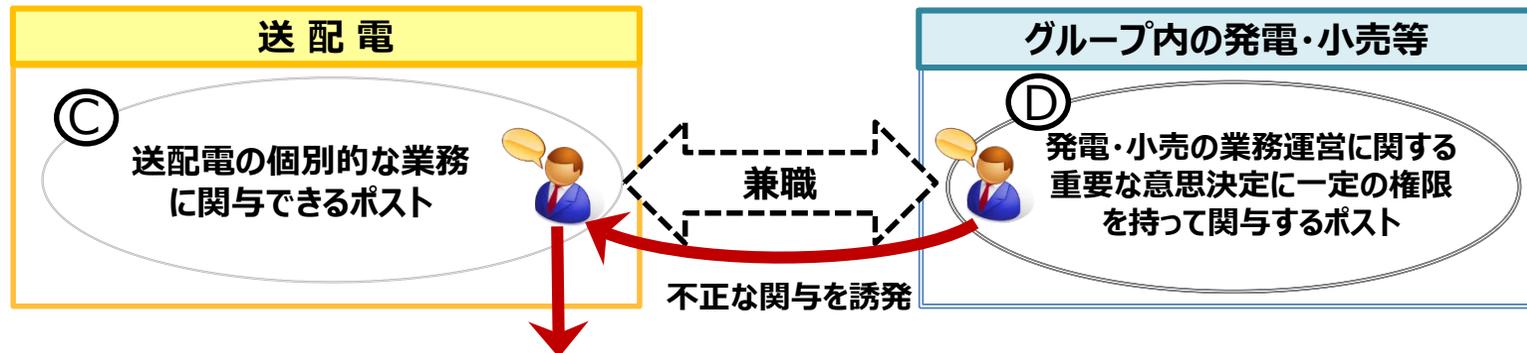
## 類型 I (グループ内の発電・小売等で生じるもの)



### 中立性阻害行為

送配電会社において知った非公開情報を踏まえて、発電・小売事業の業務運営に関する意思決定を行う。(→他社よりも有利に)

## 類型 II (送配電で生じるもの)

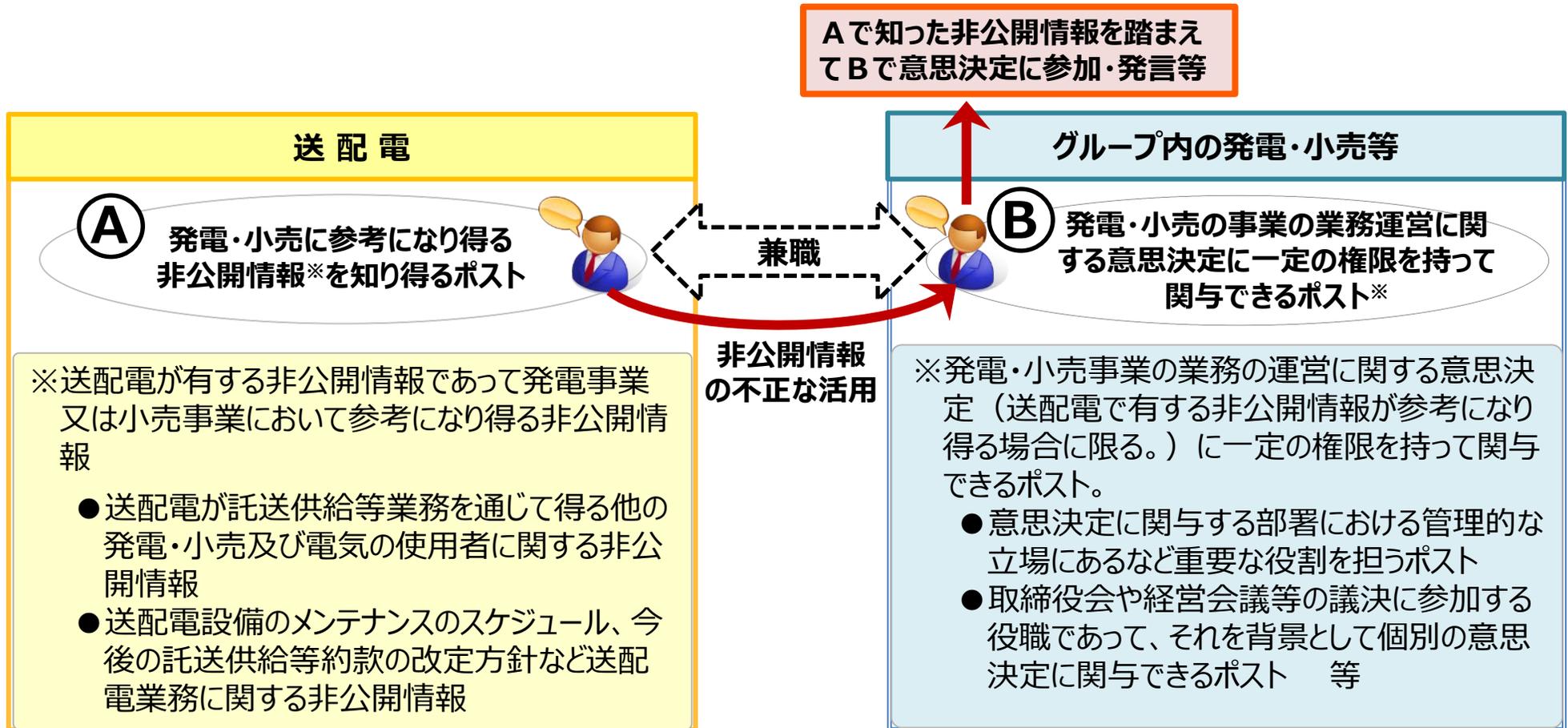


### 中立性阻害行為

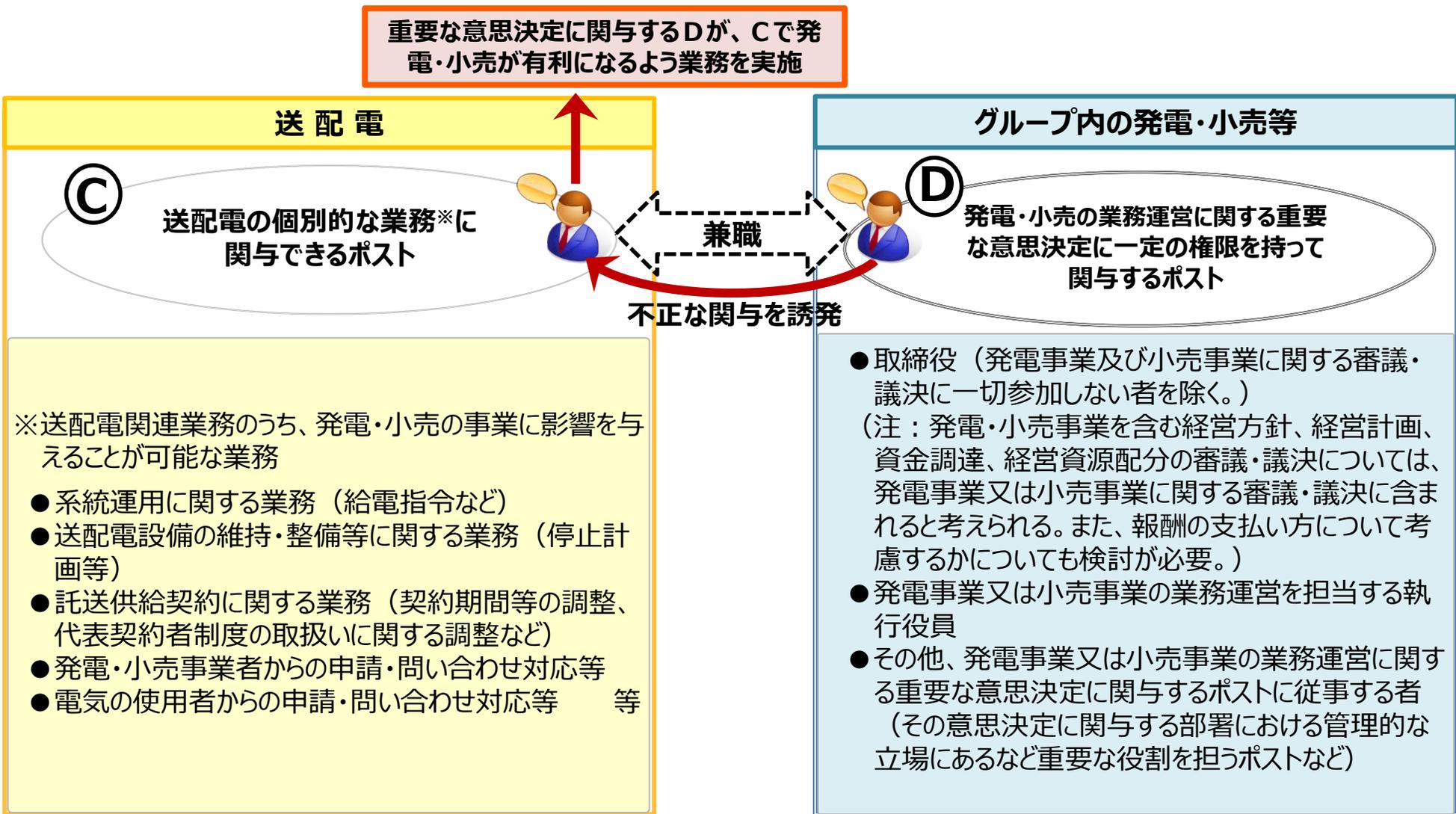
発電・小売事業が有利になるよう、個別的な送配電業務を実施する。

# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職 I

- 以下のAとBを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてBで発電・小売の意思決定に参加し発言等することを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。



- 以下DとCを兼職した場合、発電・小売の重要な意思決定に関与するDが、Cで発電・小売が有利になるように送配電業務を行うことを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。



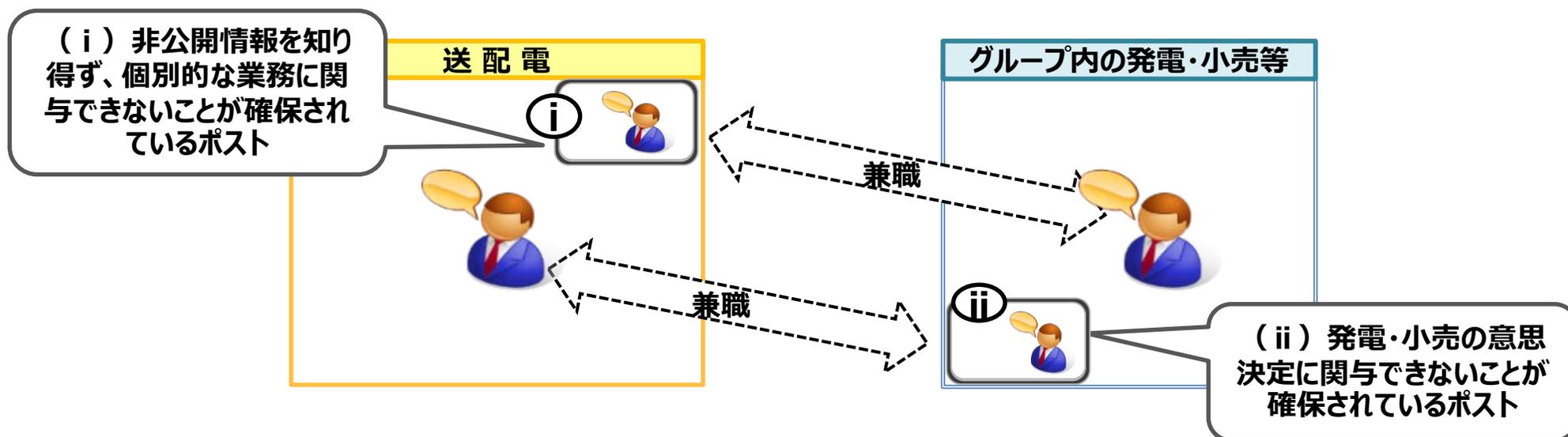
# 取締役等の兼職規制の例外について

- 前回の制度設計専門会合の議論を踏まえて、取締役等の兼職禁止の例外は以下のようにしてはどうか。

## <取締役等の兼職禁止の例外>

### ○中立性阻害行為を誘発するP 5・6の兼職に該当しないことが確保されている場合

- ① 送配電のポスト（i）において、発電・小売に参考になり得る非公開情報を知り得ず、送配電の個別的な業務に関与できないことが確保されている場合
- ② 発電・小売等のポスト（ii）において、発電・小売の事業の意思決定に関与できないことが確保されている場合



# 「確保されている場合」について

- 前ページにおける「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合を想定。

## 送配電のポスト（i）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手することを禁止する
- ・社内規程等で、兼職者に送配電が持つ発電・小売の非公開情報を提供することを禁止する。
- ・システム上、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が送配電の個別的な業務に関与することを禁止する
- ・兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手していないこと、情報提供を受けていないこと、送配電の個別的な業務に関与していないことを監視・検証する体制を整備し、運用する  
(議事録・メール等の保存・確認) 等

## 発電・小売等のポスト（ii）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が発電・小売事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）
- ・兼職者が発電・小売業務の意思決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用する  
(議事録・メール等の保存・確認) 等

○社内において、こうした仕組みが十分に整備されていない場合には、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とはいえ、兼職禁止の例外には該当しないこととなる。

- \* 監視委が、上記のような仕組みが構築され、それが適切に機能しているかについて、チェックを行う。（社内規程の確認、監視・検証する体制の整備・運用状況の確認 等）
- \* 兼職規制違反があった場合には、監視委による業務改善勧告、経済産業大臣による違反の是正命令や業務改善命令、罰金の対象となる。

## 兼職禁止の対象となる従業者の範囲

- 前回までの議論を踏まえ、従業者の兼職については、中立性阻害行為を誘発すると考えられるP 5・6の兼職に該当するものが禁止されるようにすることが適当。
- したがって、P 5・6における、送配電のAとC、発電・小売等のBとDに該当する従業者を、兼職禁止の従業者の対象とする。

# 事業者の説明責任について

- 送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等とを兼職する者がいる場合には、その兼職の内容と中立性阻害行為が発生しないということ等について、事業者は説明するべきと考えられる。
- 事業者は以下のような事項を事前に監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当ではないか。

## ○送配電事業者等が行う説明の内容の例

- ・全ての兼職者の業務内容・ポスト等・必要性
- ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年1回程度）等

## (参考) 前回の会合における主な委員コメント

### (新川委員)

- ・事業者が説明し、毎年レビューを行い、例えばこの個別の議案に関しては、取締役会では何が議論され、懸念されるような事象というのはなかったことを確認した上で、事業者が報告書を作成し、委員会にも提出していただくのがいいのではないか。その際に、送配電事業者からの目だけでなく、親会社サイドでも問題なく行われているのだということのご説明をしていただきたい。
- ・委員会の方では定期的に監査しているので、その中で実際どうなっているか、事後的に検証していくというプロセスになるのではないか。

### (松村委員)

- ・今回の事務局案は、もっともだと思うので、このやり方で進めればいいと思うが、監視などの事前のコミットメントを相当にやるということを確認した上でほしい。具体的にいうと、例えば小売・発電に関連している役員が、パワーグリッドに来ている場合に、海外事業等以外の議決へは全て参加していないことを担保するために、取締役会は全部録画し、議決時は外に出ていたことが確認できるようにすべきではないか。
- ・国内の送配電事業に携わっている人への連絡時は、メール・電話も全て保存し、直接会って話したのであれば、記録を残す。記録に残っていないのに、何か業務に関して話したということがある場合には、内容の如何によらず体制の不備だとみなすべきではないか。

### (草薙委員)

- ・「具体的な検証や監視」という部分がおざなりでは意味がなく、例えば「兼職者が発電・小売業務に一切関与していないことの検証」というのは、実は関与しているかもしれないということを見破る必要もあり難しい。
- ・その方策として録画等を行うことになるが、録画しているから安心だということでもない。また、「議事録・メール等の確認」についていえば、これも膨大になる可能性がある。そこで、メールの全てをみるのか、保存だけさせサンプル的にみるということかもしれないが、要するに差別的取り扱いなどの中立性阻害行為をさせないという抑止力になる必要があり、そのような抑止力になればいいというレベルで設計していくべきではないか。したがって、録画が絶対的な要件というよりは、そのぐらいの厳しさで監視に臨むべきではないか。

### (秋池委員)

- ・原則禁止であり、絶対に禁止ではないところにおいては、事前に規制をつくるということでもなければ、全てのケースを想定することは非常に難しいため、基本的には事後的な評価でみていくのがいい。一方、今話題に出たような、全てのメールをみるというようなことではないのでは。やはり効率や生産性というものを念頭に置き、事業的な評価を中心にしながら、現実的なところであるべき姿をつくっていくということではないか。

### (林委員)

- ・やはり事業者の方々にちゃんとわかるような説明を事後的に我々が求めるということ。また、検証では、我々監視としては、やはり抑止力になるレベルでしっかり設置することが非常に重要。過度になり過ぎてはいけないし、簡単になり過ぎてはいけない。非常に難しい問題だが、だからこそしっかりやらなければいけない。

# 1. 兼職規制の趣旨

- この論点については、以下のように考えられるのではないか。

## 論点①：兼職規制の趣旨（親会社等の影響力を幅広く排除するためのものか、あるいは、発電・小売分野の適正な競争を阻害する行為について確実に防止するためのものか）

- 改正電気事業法において、送配電部門を発電・小売事業者から分離し、各種の行為規制を導入するのは、送配電事業の中立性をより確実に確保し、ひいては発電及び電力小売における適正な競争を確保するため。
- その分離の方式については、資源エネルギー庁の審議会等での議論を経て、「（「所有権分離」等の方式ではなく、）資本関係は認める「法的分離」の方式にすることとされ\*、あわせて兼職規制等を講ずることとされた。
- こうしたことから、今回改正された電気事業法の規定は、親会社等の株主権限・影響力をすべて否定するのではなく、送配電会社に関わる発電・小売間の適正な競争関係を阻害する行為（＝中立性阻害行為）を適確に防止するという目的に照らして必要な規制を追加したものになっている。
- よって、改正電気事業法における兼職規制を新たに設けた趣旨は、それら中立性阻害行為の発生をより適確に防止するという目的を達成するため、取締役等や従業者について、一定の範囲の兼職を禁止したものと解される。

\* 電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月） 抜粋

- ・「送配電部門の中立性確保は、法的分離の形式を前提に作業を進める。」
- ・「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする。」

\* 電力システムに関する改革方針（平成25年4月） 抜粋

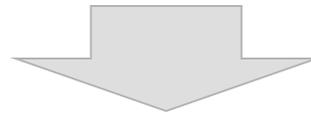
- ・「発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保を図る。具体的には、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが会社間で資本関係を有することは排除されない方式（以下、「法的分離」という。）を実施する前提で改革を進める。」

## 2. 取締役等の兼職禁止の例外の考え方

- 論点②については、以下のように考えられるのではないか。

### 論点②：取締役等の兼職禁止の例外の考え方（例外を類型化するか、例外を個別的に判断するか等）

- 改正電気事業法は、取締役等の兼職を原則として禁止した上で、「電気を供給する事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として省令で定める場合」について、例外として兼職を許容することとされている。
- この規定ぶりは、例外として兼職が許容されるケースを類型化してあらかじめ規定しておくことを求めている。（経済産業大臣が兼職を一件ずつ個別審査することは想定されていない。）



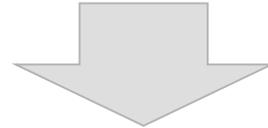
- 取締役等の兼職禁止の例外については、適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として兼職が許容される場合を類型化し、省令を定める必要がある。
- その例外は、限定的なものであるべきところ、その類型化にあたっては、情報の入手可能性や権限などに着目してポストを類型化し、一般的に、そのポストの兼職が中立性阻害行為を誘発しないと考えられるもののみを抽出することが適当ではないか。

（例：中立性阻害行為を誘発する19・20ページの兼職に該当しないことが確保されている場合）

### 3. 法律で禁止する兼職の範囲

- 論点③及び④については、以下のように考えられるのではないか。

#### 論点③：発電・小売会社あるいは親会社において、「発電事業及び小売事業に関する審議・議決に一切参加しない」取締役の範囲



- 発電事業及び小売事業に関する審議・議決に仮に一部であっても参加する取締役は、送配電会社を兼職すると中立性阻害行為を誘発しうると考えるべき。
- オブザーバー参加であっても発電事業及び小売事業を議題として扱う取締役会等に参加する者は、送配電会社との兼職を認めるべきではないのではないか。

#### 論点④：報酬を通じた親会社等からの影響の考慮



- 中立性阻害行為を誘発しない兼職と認められるためには、その取締役が発電・小売会社からその業績に連動した報酬を受領することは認めるべきではないのではないか。
- また、そもそも兼職した取締役が送配電事業者以外から報酬を受領すること自体について、どのように考えるべきか。
- 送配電会社の取締役の報酬決定も、親会社の影響力が及びうる点について、（事前又は事後のチェックも含め）どのように対応すべきか。

## 5. 兼職規制の実効性の確保のあり方

- 前回、事後的な監視の重要性についてもご意見をいただいた。
- 送配電事業者とグループ内の発電・小売等とを兼職する者がいる場合には、中立性阻害行為が発生しないということについて、事業者は説明するべきであり、また実効性のある監視が必要ではないか。
- したがって、事後的なチェックの具体的なあり方についても、検討が必要ではないか。

### <考えられる措置の例>

- 送配電事業者等に事後的に説明を求める
  - ・兼職の内容・必要性
  - ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
  - ・中立性阻害行為の発生を防ぐための取り組み 等
- 具体的な検証や監視を行う
  - ・兼職者が発電・小売業務に一切関与していないことの検証
  - ・兼職者が非公開情報を入手していないことの検証  
(議事録・メール等の確認) 等

# 改正電気事業法

## (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二條の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。））、親会社（同條第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において同じ。））若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二條第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。））に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三條の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# 改正電気事業法

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# 取締役等の資格に関する規律①（資格制限の対象となる取締役等）

第9回制度設計WG資料抜粋  
平成26年10月

## <論点>

一般送配電事業者の中立性を害する恐れは、取締役等(※)の行う業務範囲によって異なるのではないかと。資格制限の対象となる一般送配電事業者の取締役等の範囲が問題となる。

(※)取締役及び指名委員会等設置会社(本年6月に成立した改正会社法(施行日は公布日から1年6月以内で政令で定める日。未施行)により「委員会設置会社」から名称変更。)における執行役をいう。

## <検討>

一般送配電事業に関する業務の意思決定に直接関与できる取締役等か否かによって「自己が所属するグループ会社である発電・小売事業者の利益を図る目的で、一般送配電事業の業務運営に関与する恐れ」は異なる。もっとも、取締役については、当該意思決定を行わない場合であっても、会社の組織に関する重要な意思決定を行う(次頁参照)ため、資格制限の対象から一切除外するのは適切ではない。

## <方向性>

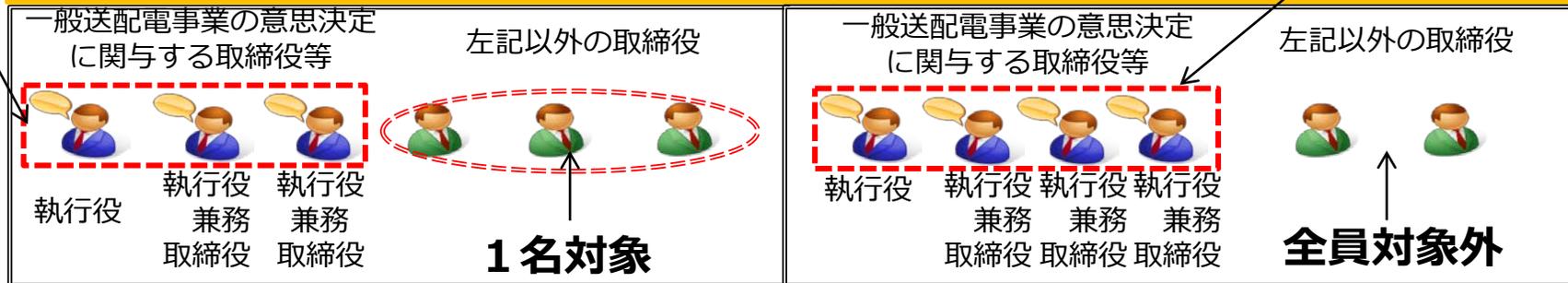
- 「一般送配電事業の意思決定に関与する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役(一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。)の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

## <資格制限の対象となる取締役等(例)>

全員対象

一般送配電事業者(指名委員会等設置会社)

全員対象



(※) 「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社(本年6月に成立した改正会社法により新設)において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できるのではないかと。



## <委員・オブザーバーからの御指摘>

意思決定に関する取締役についてのみ規制の対象となっているが、その業務の担当でない他の取締役についても、取締役会決議に参加していれば、意思決定に関わっていると言えるし、取締役としての監視義務があるといえるのではないか。

## <検討>

第9回WGでは、資格制限の対象となる取締役等について、「一般送配電事業の意思決定に関するか否か」に応じて、以下の方向性を提示させていただいたところ。

### <方向性>

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料参照

- 「一般送配電事業の意思決定に関する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関するしない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役（一般送配電事業の意思決定に関する取締役を含む。）の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

取締役会設置会社においては、原則として全ての取締役の過半数で意思決定（業務執行の決定）が行われる（会社法369条1項・362条2項1号）ことから、取締役である以上、一般送配電事業に関する担当取締役か否かに関わらず、全ての取締役が「一般送配電事業の意思決定に関する」取締役に該当すると考えられる。

ただし、以下の場合には、例外的に「一般送配電事業の意思決定に関するしない」取締役等に該当するといえるのではないか。

### ①指名委員会等設置会社（7頁参照）である場合

- (a) 一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合（会社法416条4項）における、当該執行を委任された執行役を兼務していない取締役
- (b) 一般送配電事業の業務執行の決定に関する委任を受けていない執行役（代表執行役を除く）

### ②監査等委員会設置会社（7頁参照）である場合

一般送配電事業の業務執行の決定全てを特定の取締役に委任した場合（会社法399条の13第5項・6項）における、当該全部又は一部の委任を受けた取締役以外の取締役（代表取締役を除く）

### ③それ以外の取締役会設置会社である場合

取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わないことが担保されている取締役（代表取締役を除く）